

平成24年11月 9 日
警 察 庁

さいかいし
長崎県西海市における女性2名被害の殺人事件に関する
警察の対応の問題点及び再発防止策について

1 事件概要

平成23年10月29日、千葉県警察において、男女間における暴力を伴うトラブルに関し被害女性（23歳）の父親から相談を受理し、傷害事件として捜査中のところ、同年12月16日、同トラブルの加害者である被疑者が長崎県に所在する被害女性の実家に押し掛け、被害女性の母親（当時56歳）及び祖母（当時77歳）を殺害したものの。

2 警察の対応の問題点

(1) 男女間トラブルの重大事件発展性に対する危機意識の不足

習志野警察署においては、被疑者から上申書を徴するとともに被害女性が御両親の保護下に置かれたことで危険性が低下したと考え、その後の相談等への対応に積極性を欠いたほか、傷害事件の捜査着手後も同女性の保護措置を強化したのみで事情聴取開始時期を早めるなどの措置を講じなかった。

(2) ストーカー規制法の運用上の問題

いわゆるストーカー規制法に基づく警告の主体は、警告の申出をした者の住所地を管轄する警察本部長等であるところ、関係県警察間においていずれの県警察が主体的に対応するのかについて必要な協議がなされず、同法に基づく警告や事件化の検討等の対応がとられなかった。

(3) 警察署における組織的対応の不備

習志野警察署では、被疑者をめぐる動向等について、適時・適切な署長報告がなされていなかったほか、生活安全課と刑事課との間における情報共有が不十分であるなど警察署内における連携が十分に図られていなかった。

(4) 関係県警察における連携の不備

被疑者の動向に関する情報の連絡が関係県警察間において十分になされていなかったほか、本部主管課を通じることなく関係警察署のみの間で行われていた。

(5) 本部主管課による指揮、指導の不在

千葉県警察においては、本部主管課による事案詳細の把握がなされていない一方、刑事部門においては、事案認知時における警察署から本部主管課への報告がなされていないなど、本部主管課による指揮、指導の機能が発揮されなかった。

3 再発防止策

(1) 意識改革

ア この種事案の特徴の再認識

- 人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事件であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。

- 加害者の被害者に対する支配意識が非常に強く、「周囲の者が二人の仲を邪魔をしている」として親族等に危害を加える事例がある。
- イ 求められる対応
 - 重大事案への発展等、被害拡大の「予防」「未然防止」の観点から、いかなる手法をとることが事案に即して最も迅速かつ適切であるかを常に意識し、組織による的確な対応を徹底。
 - 被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、被害者のみならず親族等にも危害が及ぶ可能性を説明し説得し、説得に応じない場合でも、必要性が認められれば加害者の逮捕等について検討。

(2) 組織による的確な対応の徹底

ア 警察署長による積極的な指揮

- この種事案を認知した場合は、その全てについて署長に速報。報告を受けた署長は、速やかに生活安全課長及び刑事課長その他必要な課長等の補佐を受け、事案の処理方針及び処理体制を決定。
- その際、処理方針に応じて生活安全課長又は刑事課長のいずれかを事案処理担当課長に指名するとともに、ストーカー規制法等に基づく行政措置、刑事事件化等採るべき措置に応じて処理体制を確立（必要な場合にはプロジェクトチームを編成し専従体制を確立。）。

イ 警察本部への報告

- 署長は、認知した事案について、速やかに本部ストーカー事案等担当課に速報。事案の処理担当課長に刑事課長を指名した事案については、刑事部担当課（捜査第一課又は捜査指導担当課）にも速報。
- また、決定した処理方針及び処理体制のほか、処理経過についても遅滞なく本部報告。

ウ 警察本部による指導等

上記本部担当課は、報告を受けた処理方針及び処理体制を吟味の上、警察署に対する指導・助言を実施するほか、必要な場合には要員を応援派遣するなど処理体制の確立を支援。

エ 関係都道府県警察の連携

- 関係場所（被害者及び被害が及ぶ可能性のある親族等並びに加害者がそれぞれ通常所在する場所）が複数の都道府県にわたる場合には、関係都道府県警察があらかじめ指定した連絡担当官を通じて緊密に連携し情報を確実に共有。
- この場合において、ストーカー規制法に基づく行政措置を行う必要を認める場合には、関係都道府県警察が協議の上、主導的に調整を行う主管警察本部を決定。

(3) 教養の徹底

上記(1)及び(2)について、全職員への教養を実施し、対策を周知徹底。